

令和5年第4回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年11月27日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 黒川理佳 | 2番 檜原浩二 |
| 3番 野口加代子 | 4番 竹内政幸 |
| 5番 原田健資 | 6番 武澤豪 |
| 7番 北上正弘 | 8番 後藤修 |
| 9番 坂東重夫 | 10番 藤本功男 |
| 11番 笠井安之 | 12番 中野厚志 |
| 13番 笠井一司 | 14番 檜原伸 |
| 15番 松村幸治 | 16番 吉田稔 |
| 17番 木村松雄 | 18番 阿部雅志 |
| 19番 原田定信 | 20番 三浦三一 |

欠席議員（なし）

会議録署名議員

| | |
|---------|--------|
| 5番 原田健資 | 6番 武澤豪 |
|---------|--------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | |
|--------------|----------------|
| 市長 町田寿人 | 副市長 安丸学 |
| 副市長 木下修一 | 教育長 高田稔 |
| 企画総務部長 坂東孝一 | 市民部長 岩野竜文 |
| 健康福祉部長 稲井誠司 | 産業経済部長 森克彦 |
| 建設部長 高田敬二 | 水道部長 吉岡宏 |
| 教育部長 森友邦明 | 企画総務部次長 大倉洋二 |
| 危機管理局長 小松隆 | 市民部次長 古川秀樹 |
| 健康福祉部次長 笠井孝彦 | 産業経済部次長 岡本正和 |
| 建設部次長 笠井和芳 | 教育部次長 佐藤正彦 |
| 教育部次長 酒巻達也 | 土成支所長 鈴田直城 |
| 阿波支所長 大塚清 | 農業委員会事務局長 相原繁喜 |
| 監査事務局長 坂東明 | 水道部次長 吉成永吾 |

会計管理者 川 人 啓 二

財 政 課 長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 7 3 号 令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 5 議案第 7 4 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 7 5 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 7 6 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 7 号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 8 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 1 号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第 18 議案第 87 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について

日程第 19 議案第 88 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和5年第4回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

11月2日にハートプラザ住友において、第18回徳島県西部市議会議員研修会が開催され、「議会議員のコンプライアンス～ハラスメントの防止を中心として～」と題して、弁護士太田雅幸氏の講演を拝聴しました。

11月22日に議会委員会室において、杵築技術士事務所の阿部清一氏を講師にお迎えし、ごみ処理の現状と課題について研修会を行いました。

10月25日から26日に産業建設常任委員会が、奈良県及び京都府内で農産物の6次産業化や市営住宅の供給方針について、11月6日から7日に総務常任委員会が、千葉県内で空き家の利活用や窓口のDX、災害備蓄品の保守管理業務について、11月13日から14日に文教厚生常任委員会が、岡山県内で障害者雇用や先進的な英語教育、学習支援について、行政視察研修をそれぞれ実施しました。

次に、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

10月13日に阿南市において第167回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席しました。

総会では、会務報告、令和5年度会計中間報告の後、本市から議題として提出した子ども・子育て施策の充実強化についてを提案説明いたしました。

次に、10月25日から26日、福岡県北九州市の西日本総合展示場新館において、第18回全国市議会議長会研究フォーラムが開催され、正副議長が出席いたしました。

基調講演において、「躍動的でワクワクする市議会に」と題して、大正大学教授兼地域構想研究所長片山善博氏の講演を拝聴いたしました。

次に、組合関係についてご報告申し上げます。

10月4日に徳島中央広域連合議会定例会、10月12日に中央広域環境施設組合議会定例会、10月31日に阿北特別養護老人ホーム組合、阿北環境整備組合、阿北火葬場管理組合の阿北3組合議会の臨時会が開催され、各関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしまして、9月16日に阿波市婦人団体連合会敬老芸能大会、吉野川青年会議所創立五十周年記念式典、27日に阿波市地域公共交通活性化協議会、30日に阿波市社会福祉大会、10月2日に農業委員会委員辞令交付式、5日、6日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟中央要望、10日に阿波市婦人団体連合会運動会・防災訓練、11日に第十堰対策促進期成同盟会通常総会、15日に阿波市少年柔道大会、11月10日に暴力排除阿波市民会議総会などが開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、監査委員から、令和5年8月から10月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

次に、各委員長より、閉会中の継続調査の報告を行いたいと思います。

初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

武澤豪君。

○総務常任委員長（武澤 豪君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてご報告申し上げます。

当委員会では、空き家の利活用や窓口のDX、災害備蓄品の保守管理業務について、去る11月6日から7日にかけて、千葉県館山市と、同じく千葉県千葉市へ行政視察を実施いたしました。参加者は、総務常任委員7名、事務局職員2名の計9名でございます。

まず、千葉県館山市では、空き家や空き店舗などのリノベーションを通じて、遊休不動産の利活用を促進するとともに、起業・創業の促進や雇用の創出、コミュニティーの活性化などを図る取組であるリノベーションまちづくり推進事業について研修を行いました。

事業実施の背景として、過度な人口減少、若者の市外流出等により、館山駅東口エリアは中心市街地でありながら空き店舗も多く、活気がない状況でありましたが、空き店舗を利用して起業をしている民間プレイヤーが中心となり、リノベーションまちづくり実行委員会を組織し、館山市が事務局として入り、官民連携で事業を進めることになったという

ことでした。

館山市では、令和元年度の事業開始から20回以上の講演会等を行い、リノベーションスクールから2社のまちづくり会社が起業し、20件の飲食店、宿泊施設、酒類の蒸留所、私設図書室等が開業し、町が変わる兆しが現れております。

事業費には一般財源のほか、国の関係人口創出拡大事業や地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税を活用しております。

また、館山市の起業支援メニューとして、起業支援補助金制度や地元金融機関などによる起業家向け融資が創設されております。

本年3月には、若者が戻ってきたいくなるまちの実現を目指し、今後の事業の目的や取組について民間と行政が連携し、同じ方向に進むためにリノベーションまちづくり構想を策定しております。

最後に街歩きを行い、事業により開業をした宿泊施設などの現地視察を行いました。

次に、千葉県千葉市では、あなたが使えるお知らせサービス、略称F o r Y o u、区役所窓口改革、災害備蓄品の管理等業務委託の3件について研修を行いました。

まず、あなたが使えるお知らせサービスF o r Y o uは、各種手当の受給や健康診査等の行政サービスについて、市民が自ら検索や問合せを行う負担を軽減するため、個々の市民からの同意を得て、市が保有する住民情報を活用し、世帯構成や税情報等を分析して各制度の受給対象となる市民を抽出し、L I N E、メールを活用し、個別にメッセージ送信を行うものであります。

通知対象制度は現在29制度、登録申請者数は約1万1,200人、年代による利用者割合は30代、40代で57.9%であり、半数以上を占めております。

サービスの主な効果として、胃がんリスク検査など11制度で受診券などの申込数が増加し、受診率や受給率が向上した。また、受給者からは、メッセージをもらったことで受給漏れを防ぐことができた。職員からは、従来のはがき発送作業が軽減した、メッセージ送信時に制度のURLを表示することにより、電話の問合せが減ったなどが挙げられています。

L I N Eなどを使えない人に対しては従来の方法で通知をしているが、市が実施する高齢者向けスマートフォン講座でこのシステムの登録を取り上げてはどうかと検討をされております。

今後の取組として、アンケートを行い、対象制度の追加やサービスの充実を図っていき

たい。また、効果的にサービスを知ってもらう広報戦略や手法を検討、実施していくとのことでした。

続いて、窓口の在り方を見直す取組として、窓口での滞在時間を短くする、来庁せずとも手続が完了する、必要な手続を一括で申請できる窓口を目指した区役所窓口改革についての研修を行いました。

実施の経緯として、平成25年から庁内での体制整備を行い、区役所内の窓口のみならず、各業務の所管課も含めて総合的なワーキンググループを設置し、検討を行い、その結果、平成29年からワンストップ窓口の設置、入力作業などの事務センターへの集約化、証明書のコンビニ交付など、セルフ化の実施を行っております。

具体的には、入力作業などを行う事務センターの委託化、お悔やみコーナーの設置、区役所窓口優先オンライン予約サービスを導入されており、その効果として、来庁者の窓口の滞在時間の短縮、案内誘導員（コンシェルジュ）の配置、番号発券機の導入、フロアレイアウトの改修による来庁者に分かりやすい窓口の実現、窓口移動の手間の削減、申請書記入の手間の削減などが挙げられております。

最後に、災害備蓄品の管理等業務委託について研修を行いました。

千葉市では、保有する備蓄品及び資機材の棚卸し作業を行うことにより、備蓄品のリストを更新するとともに、市内各所に配備している稼働型資機材などの動作試験を行い、不具合のある資機材を明確にすることで、非常時に備蓄品を有効かつ円滑に使用できる状況に保つことを目的に、災害備蓄品の管理等業務を委託しております。

きっかけは、令和元年に千葉市に3連続で台風が接近、上陸し、長い期間避難所を開設した経験から、災害備蓄品の管理の重要性が明らかになったことだそうです。

千葉市においては、避難所は272か所、拠点の倉庫が6区役所などにあり、備蓄品の種類は約90品目。委託することにより、業務の効率化が図られているとのことでした。

今回の視察研修で得た各市の取組は、本市としても参考になることが多く、今後の総務常任委員会の活動に生かしてまいりたいと思います。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管しておりますので、ご高覧ください。

これで総務常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終わります。

○議長（笠井一司君） 次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

藤本功男君。

○文教厚生常任委員長（藤本功男君） 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査のご報告を行います。

当委員会では、障がい者千五百人雇用事業、英語教育、学習支援に関する先進的な取組についての行政視察を、去る11月13日から14日にかけて、岡山県総社市、同じく岡山県和気郡和気町において実施いたしました。参加者は、文教厚生常任委員5名と議会事務局職員1名です。

まず、岡山県総社市において、障がい者千五百人雇用事業の取組について研修を行いました。

総社市障がい者千五百人雇用事業は、最初は障がい者千人雇用事業として平成23年にスタートしたものであります。当時の総社市内で暮らす知的、精神、身体に障害のある方は約3,200人、そのうち18歳から60歳の方約1,200人に対し、働いている人は約180人とのことでした。このことから、残りの1,000人を社会に呼び込み、働いてもらおうと目標人数が設定されたそうです。

事業開始に伴い、ハローワーク総社と連携した取組として、ハローワーク内に福祉的な支援が必要な方のための就労支援ルームという部屋が設置されました。この部屋は、障害者、外国人、生活保護の方などを個別に支援することに特化した窓口であり、市からも職員が派遣され、障害者以外にもサポートしているそうです。就労のあっせんを行えるハローワークと障害者の情報を持つ市が連携し、情報交換することが、障害者雇用の推進につながったとのことでありました。

さらに、障害者就業・生活支援センターとして、障がい者千人雇用センターを市で設営しております。この施設は、障害者に雇用のマッチングから生活の相談までマンツーマンでサポートを行うとともに、企業など就労先へのアフターケアも担当されております。運営については社会福祉協議会へ委託されています。

具体的には、当時の法定雇用率による雇用義務がない50人以下の企業に対して狙いを定めて訪問を続け、企業ニーズと障害者の個性をマッチングさせることで、雇用者数を伸ばしていったそうでありました。

いきなり雇ってもらうことは難しくとも、まずは就労施設での製作物を購入してもらったり、施設外就労として企業へ訪問して仕事をし、スキルを知ってもらったり、委託業務へつなげたりと、障害者への理解をステップアップさせていくことが特に大切であると説明を受けました。総社市役所も活用し、昼休みには庁舎内でカフェを運営したり、市内飲

食店からお弁当の委託販売を請け負って市役所前で販売したりと、市役所からも障害者の働く姿の発信を行っているそうでもあります。

このような取組を続け、平成29年には見事障がい者雇用千人を達成し、さらに障がい者雇用千五百人事業と改め、施策を継続している状態であります。令和5年4月現在、障害者就労者数は1,289人となっており、そのうち福祉的就労者数は439人、一般就労者数は850人とのことであります。

最後に、ハローワーク内の就労支援ルームを視察し、就労支援のほかに心理カウンセリングなども実施していると説明を受けました。

次に、英語教育、学習支援に関する先進的な取組について和気郡和気町で研修を行いました。

和気町では、平成27年に総合戦略策定のためのアンケートを行った結果、教育や保育の環境充実を求める声が多かったことから、グローバル社会で活躍できる人材育成と教育に関心の高い子育て世代の移住促進を目標として、町の特色として全国に先駆けて英語特区の導入を行い、園・小・中と切れ目のない英語教育の環境を整備することを決定したそうでもあります。

そのため、和気町では、町内在住の小学校5年生から中学校3年生を対象として公営塾事業が実施されています。授業料、年会費は無料で、現在は地域おこし協力隊を中心に、町内在住のALT、包括連携協定を結んだ大学の大学生などが講師を務めているとのことであります。

民間企業とのすみ分けについては、授業を行うのではなく、自習として宿題のサポートを行ったり、海外の学生とのオンライン交流や英会話レッスン、英検レッスンに特化させたりすることで差別化を図っております。

また、公営塾には、子どもの居場所づくり、仲間づくりの役割もあり、子どもが興味を持ったことをプロジェクトとして採用し、取り組むこともあるそうです。

子ども以外に大人も利用可能なオンライン英会話事業も行われています。町内在住の方または町内で接客業を行う、行おうとしている方が対象で、無料である代わりに町が指定する事業、イベント等への通訳ボランティア等をお願いしているとのことであります。

同時に、和気町内にある県立和気閑谷高校の存続は町の活性化に不可欠であるという考えから、高校魅力化事業についても取り組んでおりました。その一つとして、定員120名のうちの10%に当たる12名を県外から募集し、寮の整備を行っているそうです。

これらの取組の成果として、平成28年以降の移住者は計600人に及び、そのうちの7割が子育て世代である20代から40代の世帯で、子どもの人口も増加しているということでありました。

一方で、グローバルに考え、ローカルに活躍する子どもの育成と題し、子どもたちが和気という地域を好きになってもらうため、子ども塾という取組も行っていました。子ども塾は年間10回程度開催されており、山登り、釣り、歴史講座など、地元の講師による地元のことを素材とした体験教室を行っているそうであります。

外国の学生とのオンライン通話の際にも、まずは自己紹介や自分の住んでいる町の紹介が行われることが多く、交流にはバックグラウンドが重要であると実感し、子どもたちが胸を張って和気町を紹介できるよう、和気町を知る機会、好きになる機会をつくっているとの説明を受けました。

今回、各市町においては、委員よりたくさんの質問があり、担当者より丁寧に回答していただきましたことを参考に、今後の委員会活動に生かしてまいりたいと思います。

以上の件につきましては、関係書類を議会事務局に保管しておりますので、ご高覧ください。

これで文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終わります。

○議長（笠井一司君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

阿部雅志君。

○産業建設常任委員長（阿部雅志君） それでは、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてご報告申し上げます。

当委員会では、農産物の6次産業化や市営住宅の供給方針について調査するため、去る10月25日、奈良県御所市において、10月26日、京都府綾部市において、行政視察を実施いたしました。参加者は、産業建設常任委員5名と事務局職員1名であります。

御所市では、農産物の6次産業化や地産地消推進協議会の取組について研修をいたしました。

御所市の人口は約2万4,000人であり、兼業を含む総農家数は1,161戸、経営農地面積487ヘクタールのうち、自給的農家、兼業農家が87%を占めています。

農産物の6次産業化を推進するきっかけとして、御所市ではブランド認定商品の中でも御所芋や御所柿が主力だが、規格外となったものは販売できないといった背景や生産者の高齢化の進行により、棚田などの美しい景観や守り抜いてきたなりわいが衰退するという

危機感から、行政と一体となって農産物の高付加価値化について検討を開始しています。

農産物の6次産業化の体制としては、平成30年4月に御所市地域農業再生協議会にて協議を開始し、平成31年3月には御所市6次産業化・地産地消推進協議会を設立し、奈良県初となる戦略策定を行い、6次産業化へ向けた推進体制の整備を行っており、近畿農政局や奈良県、JA奈良県、農業委員会、地域関連企業等がその構成員となっています。

御所市における6次産業化の展開の特徴として、農業関係者自らが主体的に解決策の構想を始めたことで、様々な地域団体のキーマンが相互に関連性を持ち、自ら得た情報を恒常的に共有する人間関係が醸成されたことにより、地域の農業人材ネットワークが形成されています。

6次産業化の製品としては、御所芋を使用した焼酎、みかけによらずや、御所柿を使用したシロップ、柿蜜などが生まれております。

担当職員からは、6次産業化の効果として、規格外の御所芋等が商品となることで農業者が安心して栽培に集中でき、商品が高評価であることから、農業者のモチベーションの向上、作付面積の増加、若手の農業者も新たに取組に参加するなどの好循環が生まれている。また、今後の課題として、農業と他産業との連携強化や地域を巻き込んだ地域創生の達成、地域産業連携公社、一社等の設立について取組を進める予定としていると説明を受けました。

委員からは様々な質疑があり、担当職員には丁寧な回答をいただき、大変参考になりました。

続きまして、綾部市では、市営住宅の供給方針について研修をいたしました。

綾部市には、令和3年4月現在、府営住宅が593戸、市営住宅が287戸、計880戸あり、市営住宅入居者の約59%を60歳以上の方が占めています。

綾部市では、中心市街地に多くの市営住宅が整備されており、特に市街地の南方にある四尾山の北側斜面に市営住宅が集中して建設されていきました。市営住宅のほとんどが昭和40年くらいまでに建設されたもので老朽化が進んでいることや、耐用年数が経過した市営住宅が多く存在しているが地理的な問題などから建て替えできる住宅が少ないことなどが住宅施策の解決すべき課題となっていました。

そのため、平成23年、市営住宅のあり方検討委員会を設置し、円滑で効率的な市営住宅の運営について協議を行っており、20年、30年後を見据え、建設に係るイニシャルコスト等の削減や今後の少子化への対応を勘案した結果、借り上げ住宅方式を導入し、住

宅施策を推進しています。

綾部市の借り上げ住宅方式では、新築住宅の場合20年間、既存住宅の場合10年間の賃貸借契約を結び、市が民間事業者の住宅を借り上げ、市営住宅として貸し出す制度となっており、令和5年4月現在の入居率は、借り上げ住宅方式の市営住宅では100%、従来の市営住宅では政策空き家も含めて66%となっています。今後、借り上げ住宅方式の市営住宅を令和13年度までに113戸を整備し、全体の戸数も170戸まで減らす計画としています。

一方、担当職員からは、耐用年数を経過し、用途廃止に位置づけられた住宅については、立地により更地にしても売却が難しいことや、借り上げ住宅方式の既存住宅利用について民間事業者からの応募がないことなど、課題が多く残っていると説明を受けました。

少子化の進行による人口減少や財政状況を視野に入れた先進的な取組について説明を受け、本市の現状を再認識するとともに、今後の課題について考えていく上で非常に良い研修となりました。

今回の行政視察では、農産物の6次産業化の取組と市営住宅の供給方針について、本市の事業推進において参考とすべき点が多くありました。今後、当委員会の活動に生かしてまいりたいと考えております。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

これで産業建設常任委員会の閉会中の継続調査のご報告とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 以上で閉会中の継続調査の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番原田健資君、6番武澤豪君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長のご報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和5年第4回阿波市議会定例会の運営協議のため、11月20日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日11月27日から12月22日までの26日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

12月7日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、12月8日午前10時に開会し、一般質問、12月11日午前10時に開会し、一般質問、その後議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定しております。

次に、12月13日午前10時から総務常任委員会、12月14日午前10時から文教厚生常任委員会、12月15日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、12月22日は、午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問の質疑通告書の締切りは、明日11月28日の正午となっております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から12月22日までの26日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から12月22日までの26日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井一司君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） おはようございます。

今日は、令和5年第4回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井一司議長、吉田副議長をはじめ議員各位におかれましてはご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、まず市道矢松田中線についてご報告を申し上げます。

現在整備が進められております市道矢松田中線が、全線開通する運びとなり、来月10日、現地におきまして、貴重な用地を提供していただきました地元の代表として、自治会長様をはじめ関係者の皆様をお迎えし、開通式を執り行うことといたしました。

市道矢松田中線は、主要地方道鳴門池田線と県道船戸切幡上板線を結ぶバイパス道路で、地域の皆様の生活基盤を支える重要な路線であると同時に、四国八十八カ所霊場の法輪寺をはじめとする周辺観光施設へのアクセス道であり、生活環境の改善や地域経済の活性化などに大きく寄与するものと期待しているところであります。

次に、順次、行政報告を申し上げます。

最初に、今月1日、阿波市土成町の稲井洋様より、教育や子育て環境の整備に役立ててほしいとのお考えのもと、500万円のご寄附をいただきました。このご意向に沿うべく、椅子、テント、楽器などの教育備品の購入、子育て関係の相談支援を行うこども家庭センターの令和6年4月の設置に向けたキッズスペースの拡張や授乳室整備に活用したいと考えております。

次に、今月11日、交流防災拠点施設アエルワにおきまして、拉致問題を描いた映画、めぐみへの誓いの上映会を開催し、約400人のご参加をいただきました。

この映画は、当時中学1年生だった横田めぐみさんが新潟の海岸で拉致されてから現在に至るまでの拉致問題の経緯などを描いたもので、上映後には野伏監督や出演者と意見交換を行い、拉致問題への意識を高めることができました。

次に、今月19日、交流防災拠点施設アエルワ及び市役所駐車場におきまして、令和5年度阿波市防災フェスタを開催いたしました。

このイベントは、幅広い年代の方々が楽しみながら防災知識の普及や防災意識の高揚を図ることを目的としており、アエルワホールでは阪神・淡路大震災をテーマとした防災アニメーション映画、地球が動いた日の特別上映などを行いました。

また、屋外では、阿波市地区赤十字奉仕団による炊き出し試食体験をはじめ、関係団体のご協力により、放水、水消火器体験、ロープワーク体験、スタンプラリーや防災パネルの展示など、お子様から大人まで楽しく学べる催物を開催し、市内外から約1,200人の方にご参加をいただいたところでございます。

今後におきましても、より多くの市民の皆様が楽しく、そして自主的に参加や体験ができるイベントを計画し、災害に強いまちづくりを引き続き推進してまいります。

次に、9月30日、交流防災拠点施設アエルワにおきまして、阿波市社会福祉協議会との共催により、第19回阿波市社会福祉大会を開催いたしました。

大会では、長年にわたり社会福祉の向上、発展にご貢献された20名及び1団体の皆様に対し表彰状を贈呈し、ダイヤモンド婚、金婚を迎えられました95組のご夫婦には、長年共に健康で互いに支え合いながら、ご家族や社会のためにご尽力いただいたことにお祝いを申し上げ、記念品を贈呈いたしました。市民一人一人がより健やかで将来に希望を持ち、安心して生き生きと暮らせるまちづくりに向け、決意を新たにいたしましたところでございます。

次に、今月23日、吉野町の西条大橋から阿波中央橋までの吉野川堤防周辺におきまして、笠井一司議長をはじめ地元市議会議員の皆様、国土交通省徳島河川国道事務所上板出張所の皆様や市職員など約130人の方にご参加をいただき、市内美化ボランティア清掃活動を行いました。

ごみの不法投棄は、豊かな自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、悪臭の発生をはじめ、私たちの生活にも悪影響を及ぼすものでございます。今後におきましても、市民の皆様や各種団体との協働のもと、清掃活動を継続するとともに、不法投棄防止を啓発してまいります。

次に、国・県に対する要望活動等についてご報告させていただきます。

初めに、国営かんがい排水事業吉野川北岸2期地区についてでございます。

国営かんがい排水事業につきましては、近年の営農形態の変化により求められる用水の効率化、建築後30年以上が経過した施設の老朽化対策、また耐震化対策を推進するため、令和2年度から国の直轄事業として事業が進められているところであり、国営吉野川



北岸2期土地改良事業推進協議会の会長といたしまして、本地区のさらなる事業推進と、その早期完成や令和6年度予算の確保が受益者から強く望まれております。

柿原調整池拡張工事の早期着工などについて、今月8日、中国四国農政局長に、さらに、今月16日には、農林水産省、財務省及び県選出国會議員に対しまして要望活動を行ってまいりました。

次に、9月25日、四国横断線改良促進期成会会長として、主要地方道志度山川線及び一般国道193号線におけるバイパス区間、通行止め等の未整備区間や道路冠水の発生区間等につきまして、早期に整備を進めていただくよう、四国地方整備局長に対しまして要望を行ったところでございます。

次に、今月7日、徳島市におきまして、全国治水砂防協会四国地区支部長会議が開催され、徳島県を代表いたしまして参加いたしました。

近年の世界的な気候変動による強大化した台風や線状降水帯による局地的豪雨等により、土砂災害が激甚化、頻発化する中、国民の生命と財産を守るため、土砂災害対策を強力かつ計画的に推進できるよう、必要な予算の安定的、継続的な確保など、治水砂防事業の促進を求める要望決議を採択するとともに、国や国會議員に対し強く要望していくことを決議いたしました。

次に、先月3日、三好市におきまして、第132回徳島県市長会議が開催され、本市が提案いたしました地域医療、介護、福祉の取組への支援についてなど、12項目を要望事項として取りまとめたほか、子どもはぐくみ医療費助成事業の拡充等についてなどを重点要望事項に決定し、今月17日、県庁を訪問、後藤田正純徳島県知事に対しまして要望活動を行ってまいりました。

最後に、先月17日、香川県善通寺市におきまして、第155回四国市長会議が開催され、国への要望事項として、地方行財政基盤や子育て支援施策の充実強化など、4項目について審議し、原案どおり採択いたしました。

こうした国等への要望活動や政策提言につきましては、本市の行財政の健全化や重要施策の推進など、市勢進展に大きく寄与することから、今後におきましても積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 73号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第 5 議案第 7 4 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 7 5 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 7 6 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 7 号 土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 8 号 阿波市国民保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 9 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 0 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 1 号 阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 8 2 号 阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 3 号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 8 4 号 阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 8 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 8 6 号 阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 8 7 号 土柱休養村センターの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 8 8 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

○議長（笠井一司君） 日程第 4、議案第 7 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 1 9、議案第 8 8 号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてまでの計 1 6 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和 5 年第 4 回阿波市議会定

例会への提出議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件3件、条例案件9件、その他案件4件の計16件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）につきましては、追加補正予算額3億9,140万円でございます。

主な事業といたしましては、若者世代の移住・定住の推進や、地域活性化を図るための阿波市で暮らそう住宅購入補助金、本市の基幹産業である農業の産地強化を目的とした農山漁村未来創造事業補助金、ご高齢の方の自己負担金の軽減を図る高齢者インフルエンザ定期予防接種委託料などを計上しております。

次に、議案第74号令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額923万7,000円でございます。

次に、議案第75号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額60万円でございます。

次に、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、金融機関における公金収納事務の取扱変更に伴い、一括して関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第77号土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、物価高騰などの影響により、土成健康センターの利用料金を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第78号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第79号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第80号土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、議案第77号と同様に、物価高騰などの影響により、土柱休養村センターの利用料金を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第81号阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定から、議案第

84号阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止までにつきましては、農業集落排水事業において、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用するに当たり、必要な条例の制定等を行うものでございます。

次に、議案第85号土成健康センターの指定管理者の指定から、議案第88号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定までの4件につきましては、指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、本議会に提出をさせていただいております議案第73号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この補正予算（第7号）につきましては、9月補正予算後の状況変化等を踏まえ、早急に取り組むべき事業、扶助費の年間見込額の見直しや国県補助金の確定に伴い、措置すべき経費などについて計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為につきましては、主なものとしまして、2行目、令和6年度か

ら令和10年度までの放課後児童クラブ指定管理委託料7億860万1,000円を限度額としてお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正につきましては、土木債の道路橋りょう債と河川債の限度額の変更でございます。補正後の限度額総額は16億4,270万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款1項国庫負担金7,201万8,000円につきましては、主なものといたしまして、実績見込みより障害者自立支援給付費負担金や生活保護費負担金を増額するものでございます。

次に、16款2項県補助金4,226万1,000円につきましては、主なものといたしまして、生産者団体を支援する農山漁村未来創造事業補助金を追加するものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

20款1項繰越金2億3,244万6,000円につきましては、一般財源として計上しております。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費9,380万7,000円につきましては、主なものといたしまして、退職手当負担金でございます。

次に、3款1項社会福祉費7,263万4,000円につきましては、主なものといたしまして、実績見込みによる障害者自立支援給付費の増額でございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

3款4項生活保護費8,757万4,000円につきましては、主なものといたしまして、実績見込みによる扶助費の増加でございます。

次に、4款1項保健衛生費5,824万7,000円につきましては、主なものといたしまして、高齢者インフルエンザ定期予防接種委託料やあわっ子はぐくみ医療費の実績見込みによる委託料、扶助費の増加でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

6款1項農業費3,070万3,000円につきましては、主に農山漁村未来創造事業補助金を計上しております。

最後に、30ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は181億6,351万1,000円でございます。

以上、議案第73号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、議案第74号について補足説明をさせていただきます。

議案第74号令和5年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,645万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、歳入では事業実施に伴う自主的見込みによるもの、歳出では保険税免除制度の新設などに伴うシステム改修及び国保事業納付金などの額の確定による追加補正でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものとしましては、左のページ、上から5行目、7款1項一般会計繰入金、補正額23万8,000円につきましては、産前産後保険税繰入金の実績見込みによるものでございます。

次に、左のページ下から2行目、8款1項繰越金につきましては、897万1,000円を見込むものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものとしましては、左のページ、上から2行目、1款1項総務管理費、補正額134万8,000円につきましては、国保連合会とのデータ連携に必要なシステ

ム改修費でございます。

次に、左のページ、上から5行目、1款2項徴税费、補正額25万8,000円につきましては、新たに新設する産前産後保険税免除制度に対応するシステム改修費でございます。

次に、左のページ、上から7行目、3款2項後期高齢者支援金等分、補正額361万6,000円及び2行下、3款3項介護納付金分、補正額313万4,000円につきましては、徳島県に納付する市負担分の額の確定によるものでございます。

次に、左のページ、下から2行目、8款1項償還金及び還付加算金、補正額88万1,000円につきましては、令和4年度の保険給付費等交付金のうち、保険者努力支援交付金分及び特別調整交付金分、特定健康診査等交付金分の交付額が確定したことに伴う国、県への返還金でございます。

以上、議案第74号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第75号について補足説明をさせていただきます。

議案第75号令和5年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,425万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

今回の補正予算の主な内容は、電気料金高騰による施設の光熱水費、台風等による修繕費及び手数料の執行見込みによる歳入歳出予算の補正でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いします。

まず、歳入につきましては、2款使用料及び手数料、補正額30万円の追加で計1億5,907万円、6款繰越金、補正額30万円の追加で計130万円となり、補正後の歳入合計は1億5,425万円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費、補正額240万円の減額で計1,893万2,000円、2款事業費、補正額299万円の追加で計5,974万1,000円、3款公債費、補正額1万円の追加で計7,507万7,000円となり、補正後の歳出合計は歳入合計と同額の1億5,425万円となっております。

以上、議案第75号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第76号及び議案第77号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

金融機関の公金収納窓口事務の取扱いの変更に対応するため、督促手数料を廃止することから、一括して関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例は8件で、第1条において阿波市税条例を、第2条では阿波市督促手数料及び延滞金徴収条例、第3条では阿波市介護保険条例、第4条では阿波市水道事業給水条例、第5条では阿波市地域支援事業利用料徴収条例、第6条では阿波市高齢者支援事業利用料徴収条例、第7条では阿波市ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例、第8条では阿波市後期高齢者医療に関する条例を、それぞれ改正するものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第77号土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

土成健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この条例につきましては、物価高騰などの影響により、増加する維持管理費に対応するため、土成健康センター御所の郷の利用料金を改定することから、条例の一部を改正する

ものでございます。

改正内容につきましては、利用料金を、大人、中学生以上の者620円を770円に、老人、70歳以上の者、心身障害者520円を660円に、小人、3歳以上小学生までの者310円を380円に、それぞれ改正するものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、議案第76号及び議案第77号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、議案第78号について補足説明をさせていただきます。

議案第78号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、2点改正点がございます。

まず、1点目の第1条関係では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額規定の新設並びに所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、国民健康保険に加入する出産被保険者に係る産前産後期間相当分4か月間の所得割額及び均等割額を減額するものでございます。

この第1条関係の施行日は、令和6年1月1日でございます。

次に、2点目の第2条関係では、徳島県の国民健康保険運営方針を踏まえ、市町村ごとの保険料水準を表す標準保険料率の算定から資産割を除くとともに、現在の経済情勢及び本市の国民健康保険事業の運営状況を勘案した税率等に見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、まず1つ目として、基礎課税額につきましては、現行の資産割率12%を廃止し、均等割額2万4,500円を2万8,000円に、平等割額2万円を2万1,000円に、それぞれ改めます。

次に、2つ目として、後期高齢者支援金等課税額につきましては、現行の資産割率4%

を廃止し、均等割額7,000円を9,000円に、平等割額6,100円を7,000円に、それぞれ改めます。

最後に、3つ目として、介護納付金課税額につきましては、現行の資産割率5%を廃止し、均等割額8,500円を1万円に、平等割額4,000円を5,000円に、それぞれ改めます。

この第2条関係の施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、議案第78号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、議案第79号について補足説明をさせていただきます。

議案第79号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、市町村特定教育・保育施設の運営基準に定める際、従うべき基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、条例第36条に定める特別利用教育の基準において、第3項中、特定教育・保育施設の読替規定を加えるものでございます。

施行日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第79号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 続きまして、議案第80号について補足説明をさせていただきます。

議案第80号土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定

める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この条例につきましては、物価高騰などの影響により増加する維持管理費に対応するため、土柱休養村センター阿波土柱の湯の利用料金を改定することから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、利用料金を、大人、中学生以上の者520円を660円に、小人、3歳以上小学生以下の者260円を330円にそれぞれ改正するもので、施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、議案第80号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第81号から議案第84号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第81号阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について。

阿波市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

本条例の制定につきましては、令和6年4月までに公営企業会計へ移行するよう総務大臣通知により要請されております農業集落排水事業について、地方公営企業法の一部を適用するため、新たに条例を制定するものでございます。

制定内容といたしましては、設置、財務規定等の適用、経営の基本、重要な資産の取得及び処分などを規定しております。

施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第82号阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、農業集落排水事業について、地方公営企業法の一部適用に向けた新たな条例の制定に加え、分担金の改定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、条例の題名を改めるとともに、設置に関する規定の削除、分担金25万円を30万円に改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第83号阿波市特別会計条例の一部改正について。

阿波市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、農業集落排水事業について、地方公営企業法の一部を適用するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条第2号農業集落排水事業特別会計を削るものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

最後に、議案第84号阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例の廃止について。

阿波市農業集落排水施設設置事業分担金徴収条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

本条例につきましては、今後、農業集落排水事業において当該条例が適用される見込みがないことから、廃止するものでございます。

施行日は公布の日でございます。

以上、議案第81号から議案第84号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第85号について補足説明をさせていただきます。

議案第85号土成健康センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この議案につきましては、土成健康センターの指定管理期間が令和6年3月31日で終了し、それに伴う次期指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は土成健康センター、指定管理者は阿波市土成町吉田字梨木原1番地1、株式会社御所リゾート、代表取締役松野晴比古、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第85号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、議案第86号について補足説明をさせていただきます。

議案第86号阿波市放課後児童クラブの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この議案につきましては、市内10小学校区にある放課後児童クラブの指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから、引き続き民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入するものでございます。

施設の名称は一条放課後児童クラブ、柿原放課後児童クラブ、御所放課後児童クラブ、土成放課後児童クラブ、八幡放課後児童クラブ、市場放課後児童クラブ、大俣放課後児童クラブ、久勝放課後児童クラブ、伊沢放課後児童クラブ、林放課後児童クラブの10施設でございます。

指定管理者は、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表取締役山田智治、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上、議案第86号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 続きまして、議案第87号及び議案第88号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第87号土柱休養村センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この議案につきましては、土柱休養村センターの指定管理期間が令和6年3月31日で終了し、それに伴う次期の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は土柱休養村センター、指定管理者は阿波市阿波町北正広183番地、有限会社大塚クリーンリネス、代表取締役大塚剛、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第88号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出、阿波市長。

この議案につきましては、土成地域資源活力工房の指定管理期間が令和6年3月31日で終了し、それに伴う次期の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は土成地域資源活力工房、指定管理者は阿波市土成町吉田字土取37番地1、株式会社カスタムメイド、代表取締役佐藤泰史、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上で議案第87号及び議案第88号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、12月7日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時32分 散会